

振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五十七条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第九号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十一条の六第三項中「除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第五十八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第六項第一号イ及びト並びに第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第五十九条 協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第四条の四第一項第三号中「主務省令」を「内閣府令」に改める。

（家畜商法の一部改正）

第六十条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（貿易保険法の一部改正）

第六十一条 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（相続税法の一部改正）

第六十二条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第六十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(放送法の一部改正)

第六十四条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)」に改める。

第五十二条の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の一般放送事業者は、社債等振替法第百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式のすべてについて社債等振替法第六十条第一項の規定により株主名簿に

記載し、又は記録することとした場合に電波法第五条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）に該当することとなるときは、同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、社債等振替法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

第五十二条の二十八第一項中「「同号二」と」の下に「同条第二項中「電波法第五条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号二」と、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「同号二」と」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第六十五条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百一

十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の三第一項及び第三項並びに第七十二条の八十第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第六十七条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三条第二項中「相当する議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第六十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の九第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第六十九条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第四項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

第七十条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「株券」の下に「(株券を発行しない旨の定款のある場合にあつては、株式申込証の用紙)」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第七十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株

式に係る議決権」を加える。

第五十三条第五項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第七十二条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第七十三条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号及び第七号並びに第六項並びに第十一条第五項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三条の二第三項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一

項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(航空法の一部改正)

第七十四条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式のすべてについて同法第六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に第四条第一項第四号に該当することとなるときは、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第四号に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができ

(旅行業法の一部改正)

第七十五条 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第七十六条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第七十七条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第七十八条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第五十八条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第七十九条 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第八十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「賃借権」の下に「第七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産」を加え、同条第三号中「(電話加入権等の差押え)」の下に「又は第七十三条の二(振替社債等の差押え)」を加える。

第六十二条第一項中「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項(定義)に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの(次条において「振替社債等」という。)を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第六十二条の二を削る。

第七十三条の見出しを「(電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期)」に改め、同条第一項中「財産の差押」を「財産(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項(定義)に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる

もの（次条において「振替社債等」という。）を除く。）の差押え」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（振替社債等の差押えの手續及び効力発生時期）

第七十三条の二 振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者（次項において「発行者」という。）及び滞納者はその口座の開設を受けている振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいう。以下この条において同じ。）に対する差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、発行者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる。

4 第六十七条（差し押さえた債権の取立て）の規定は、振替社債等について準用する。

第二百二十二条第一項中「（電話加入権等の差押手續）」の下に「若しくは第七十三条の二第二項（振替

社債等の差押手続」を加える。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 前条の規定による改正後の国税徴収法(以下この条において「新国税徴収法」という。)の規定は、施行日以後にされる新国税徴収法第七十三条に規定する振替社債等の差押えについて適用し、施行日前にされた前条の規定による改正前の国税徴収法第六十二条に規定する振替社債等の差押えについては、なお従前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第八十三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第八十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第一百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(商業登記法の一部改正)

第八十五条 商業登記法の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第二号中「公告」の下に「(株券廃止会社等(株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社をいう。以下同じ。)にあつては、同法第二百二十二条ノ九第五項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 発行済株式の全部につき商法第二百二十六条第一項ただし書又は第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

第八十四条の二を削る。

第八十五条から第八十六条の二までを次のように改める。

(株式の併合による変更の登記)

第八十五条 株式の併合による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第二百十五条第一項の規定による公告(株券廃止会社等にあつては、同法第二百十五条ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知)をしたことを証する書面

二 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

(株式の消却による変更の登記)

第八十六条 株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 利益の存在を証する書面

二 商法第二百十三条第二項において準用する同法第二百十五条第一項の規定による公告(株券廃止会社等にあつては、同法第二百十三条第四項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知)をしたことを証する書面

三 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

(株式の譲渡制限の登記)

第八十六条の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第三百五十条第一項の規定による公告（株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、同法第三百五十条ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

二 発行済株式の全部につき商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

第八十六条の二の次に次の一条を加える。

(株券の不発行の登記)

第八十六条の三 株券を発行しない旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十一条第一項の規定による公告をしたことを証する書面（第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、

同号に規定する書面及び同法第三百五十一条第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面を添付しなければならない。

第八十七条第二号中「第八十四条の二の」を「第八十六条第二号及び第三号に掲げる」に改める。

第八十九条の二第二号中「第二百八十条ノ三十六第二項の規定による」を「第二百八十条ノ三十六第四項の規定による公告又は」に改める。

第八十九条の三第一項第四号中「同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八十六条の二各号に掲げる」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百五十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条の三第一項に次の一号を加える。

八 完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、同号に規定する書面

第八十九条の三第二項中「前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号」を「前項各号（第四号及び第五号を除く。）」に改める。

第八十九条の四第一項第四号を次のように改める。

四 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百六十八条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条の四第一項に次の一号を加える。

五 完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、同号に規定する書面

第八十九条の八第一項第八号及び第九十条第一項第六号中「同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八十六条の二各号に掲げる」に改める。

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第八十六条 附則第三十六条第二項から第四項まで、第六項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定によりなお従前の例によることとされる旧商法第二百十五条第一項(旧商法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。)、第二百二十二条ノ九第二項、第二百八十条ノ三十六第二項、第三百五十条第一項(旧商法第三百六十二条第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項及び第四百十六条第四項において準用する場合を含む。)、第三百五十九条第一項又は第三百六十八条第一項の規定による公告又は

通知に係る強制転換条項付株式の転換による変更の登記、株式の併合による変更の登記、株式の消却による変更の登記、株式の譲渡制限の登記、資本減少による変更の登記、新株予約権の消却による変更の登記、株式交換による変更の登記及び新株予約権の登記、株式移転による設立の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

(電気事業法の一部改正)

第八十七条 電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(所得税法の一部改正)

第八十八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号及び第三号、第十一条第三項及び第四項並びに第二十三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

第八十九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項を次のように改める。

十四 削除	
-------	--

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第九十一条 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百一十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第九十二条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。